

大阪市水道事業管理規程第27号

大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程（平成31年大阪市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手当) 第6条 職員には、常勤職員の例により、第2条に規定する <u>手当を支給する。</u>	(手当) 第6条 職員には、常勤職員の例により、第2条に規定する <u>手当を支給する。この場合において、給与規程第21条第6項中「任期付職員等（地方公務員法第26条の6第7項第1号又は育児休業法第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては、支給単位期間にその者」とあるのは「支給単位期間に職員」と、同条第7項中「任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者」とあるのは「支給単位期間に職員」と読み替えるものとする。</u>

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和8年10月1日から施行する。

（通勤手当に係る運賃等相当額の算出基準に係る経過措置）

- 令和8年9月17日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に大阪市水道局に勤務する臨時的任用職員（以下「職員」という。）がこの規程による改正前の大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第6条の規定により常勤職員の例によることとされる大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号）第21条第1項の職員たる要件（以下「支給要件」という。）を具備するに至った場合であつて、

この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に大阪市水道局長（以下「局長」という。）が別に定める通勤届による届出（以下「届出」という。）がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときに当該職員に支給する通勤手当に係る支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として局長が定める期間（以下「支給単位期間」という。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）については、この規程による改正後の大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第6条の規定にかかわらず、局長が別に定める運賃等相当額の算出方法の例により算出する運賃等相当額を基準とし、当該職員の任用の期間の始期を考慮して局長が定める額とする。（自転車等の使用に係る通勤手当の額に係る経過措置）

- 3 特定期間に職員（改正前の規程第6条の規定により常勤職員の例によることとされる大阪市水道局企業職員給与規程第21条第1項第2号に掲げる職員のうち大阪市水道局企業職員給与規程第21条第7項に規定する身体障害のため歩行することが著しく困難な職員（以下「特定職員」という。）を除く。）が支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときの当該職員についての大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程（令和8年大阪市水道事業管理規程第24号）による改正後の大阪市水道局企業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第21条第2項の交通用具の使用距離に応じて支給単位期間につき第6項又は第7項で定める額は、改正後の規程第6条の規定にかかわらず、改正後の給与規程第21条第6項第1号又は第2号の規定の例による額を基準とし、当該職員の任用の期間の始期を考慮して局長が定める額とする。ただし、改正後の規程第6条の規定により常勤職員の例によることとされる企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号。以下「条例」という。）第7条の3の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、当該局長が定める額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 特定期間に特定職員が支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときの当該特定職員についての改正後の給与規程第21条第2項の交通用具の使用距離に応じて支給単位期間につき第6項又は第7項で定める額は、改正後の規程第6条の規定にかかわらず、改正後の給与規程第21条第6項第1号の規定の例による額に、2,700円を加算した額を基準とし、当該特定職員の任用の期間の始期を考慮して局長が定める額とする。ただし、改正後の規程第6条の規定により常勤職員の例によることとされる条例第7条の3の規定により在宅勤務等手当を支給される特定職員にあっては、当該局長が定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

（令和8年9月30日揭示済）